

美浜町議会傍聴規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(傍聴人の定員) 第3条 一般席の<u>傍聴人の定員</u>は、30人とする。 (傍聴の手続) 第4条 会議を傍聴しようとする者は、<u>所定の場所で自己の住所及び氏名</u>を傍聴人受付票に記入しなければならない。 (傍聴券) 第5条 略 2 略 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。 4 略 5 傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に入場しようとするときは、<u>所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。</u> 6 <u>傍聴券の交付を受けた者は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</u> 7 略 (傍聴席に入ることができない者) 第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) <u>銃器、刃物、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</u> (2) <u>ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u>  (3) 略  (4) <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u> 2 議長は、必要と認めるときは、<u>会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u> 3 略  (傍聴人の守るべき事項) 第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。 (1) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u></p>	<p>(傍聴人の定員) 第3条 一般席の_____定員は、30人とする。 (傍聴の手続) 第4条 会議を傍聴しようとする者は、<u>所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢</u>を傍聴人受付票に記入しなければならない。 (傍聴券) 第5条 略 2 略 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。 4 略 5 <u>傍聴人が_____入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。</u> 6 <u>傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</u> 7 略 (傍聴席に入ることができない者) 第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) <u>銃器_____、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</u> (2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者</u> (3) <u>鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u> (4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第9条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</u> (5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</u> (6) <u>下駄、木製サンダルの類を履いている者</u> (7) 略 (8) <u>異様な服装をしている者</u> (9) <u>その他議事を妨害する_____ことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u> 2 議長は、必要と認めるときは、<u>傍聴人_____に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</u> 3 略 4 <u>児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u> (傍聴人の守るべき事項) 第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。 (1) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しない_____こと。</u></p>

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

(3) 略

(4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て 係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) 略

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害 となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて 係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。